

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、石川県公立大学法人会計規程（平成23年法人規定第34号。以下「会計規程」という。）第4章 契約について必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 競争参加者の資格

(競争に参加させることができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、会計規程第17条第1項に規定する競争に参加させることができない。

- (1) 未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人（契約締結に必要な後見人又は保佐人等の同意を得ているものを除く。）
- (2) 破産者で復権を得ない者

(競争に参加させないことができる者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 工事又は製造の施行にあたり、安全管理の措置が不適切で死亡又は負傷を生じさせた者
- (3) 賄賂の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者
- (4) 公正な競争の執行を妨げ、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (5) 落札者が契約を結ぶことを妨げ、又は契約者が契約を締結することを妨げた者
- (6) 落札したものの契約を締結しなかった者
- (7) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (9) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他使用者として使用した者

2 競争に付そうとするとき、経営状態が著しく不健全であると認められる者は、入札に参加させないことができる。

(競争参加者の資格)

第4条 会計規程第17条第2項に規定する競争に加わろうとする者の資格については、

石川県の取扱いに準じる。

- 2 石川県が競争入札に参加する資格を有するものとして認めた者は、石川県公立大学法人（以下「法人」という。）における当該資格を有する者と認めることができる。

第3章 公告等及び競争

（一般競争入札の公告）

- 第5条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を3日までに短縮することができる。

（一般競争入札について公告する事項）

- 第6条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- （1） 競争入札に付する事項
- （2） 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- （3） 契約条項を示す場所
- （4） 入札保証金に関する事項
- （5） 入札の場所及び日時
- （6） その他必要な事項

- 2 前項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を当該公告において明らかにしなければならない。

（指名競争入札における指名通知）

- 第7条 指名競争入札に付そうとするときは、前条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。

- 2 前項の指名通知から入札までの期間は、第5条の規定を準用する。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の指名通知の場合に準用する。

（入札保証金）

- 第8条 競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の保証金を納めねばならない。ただし、単価による入札の場合にあっては、その都度理事長が定める定額とする。

- 2 前項の入札保証金は、入札時限前に理事長の定める職員へ納付させ、これと引き換えに入札保証金保管証書を受領させなければならない。
- 3 第1項の入札保証金は、確実な担保の提供によって代えることができる。
- 4 前項の規定により入札保証金に代えることができる担保は、次の各号に掲げるものとし、担保の価値は当該各号に定めるところによる。
 - （1） 国債及び地方債 額面金額又は登録金額（発行価格が金額又は登録金額と異なるときは、発行価格とする。以下「額面金額」という。）
 - （2） 鉄道債券その他の政府の保証のある債権 額面金額の100分の80

- (3) 理事長が確実と認める社債 額面金額の100分の80
- (4) その他確実と認められる担保で理事長が定めるもの 理事長が定める額

(入札保証金の免除)

第9条 前条の規定にかかわらず、理事長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 第5条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき

(入札説明会)

第10条 入札公告、指名通知（以下「公告等」という。）及び入札説明書で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会を開催することができる。

(予定価格調書の作成)

第11条 競争入札に付そうとする場合においては、あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等に基づき、予定価格を書面（以下「予定価格調書」という。）により作成しなければならない。

- 2 前項に規定する予定価格調書は、封書に入れ封印し、開札の際、これを開札の場所に置くものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、予定価格を入札前に公表するときは、予定価格を記載した書面を封書しないことができる。

(予定価格の決定方法)

第12条 予定価格は競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価をもってその予定価格を定めることができる。

- 2 前項の予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行機関の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の執行)

第13条 競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）より提出させなければならない。

- (1) 調達件名
- (2) 入札金額

(3) 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）及び押印

2 代理人が入札するとき、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第14条 入札を執行しようとする場合において、競争参加者等をして、その提出した入札書を引換え、変更または取り消しをさせてはならない。

2 前項の取扱いについては、公告等または入札説明書等においてあらかじめ周知しておかなければならない。

(入札書の訂正)

第15条 あらかじめ入札説明書等において、競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておかなければならないことを周知させておかなければならない。

(開札)

第16条 公告等に示した競争執行の場所及び日時に、競争参加者等を立ち合わせて開札しなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

第17条 競争参加者等、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

2 入札開始以後においては、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。

3 特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取りやめ等)

第18条 競争参加者等が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の無効)

第19条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を要する入札について、第8条第2項に規定する時限までに所定の保証金を納付しない者のした入札

(3) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

(4) 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

- (5) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2以上の入札
- (6) その他入札の条件に違反する等入札として適切でないとして理事長が定めるもの

(再度入札)

第20条 開封をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第21条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第5条の公告の期間を3日まで短縮することができる。

(せり売り)

第22条 動産等の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争入札に準じ、せり売りに付することができる。

第4章 落札者の決定等

(落札者の決定)

第23条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第24条 会計規程第19条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、次の各号にいずれかに該当する工事又は製造その他についての請負の契約とする。

- (1) 相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき

(最低価格の入札者の調査)

第25条 会計規程第19条第2項に規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、落札決定を留保し、前条に該当する理由が適正であるか調査しなければならない。

- 2 前項の調査の結果、前条に該当する理由が適正であると認められたときは、次順位者を落札者とするものとする。

(総合評価落札方式)

第26条 会計規程第19条第3項に定める入札の方法（以下「総合評価落札方式」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価落札方式の競争に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

- 2 総合評価落札方式を行おうとする場合において、当該契約について公告又は指名通知をするときは、第5条又は第6条に規定する事項のほか、総合評価落札方式の方法による旨及び当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準についても、公告又は通知をしなければならない。

(落札決定後の入札保証金の処理)

第27条 入札保証金は落札者が決定した後に納付者に直ちに返還しなければならない。

ただし、落札者が納付した契約保証金は、契約保証金を納付する際、これを返還する。

- 2 落札者が納付した契約保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

第5章 指名競争

(指名競争に付することができる場合)

第28条 以下の各のいずれかに該当する場合は、会計規程第17条第1項ただし書に規定する指名競争に付することができる。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争に適しないとき
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者が一般競争に付する必要がないと認められる程度に少数のとき
- (3) 一般競争に付することが不利になると認められるとき

(指名の基準)

第29条 請負契約について、第4条に規定する資格を有する者のうちから競争に参加しようとする者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること。
- (2) 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- (3) 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

- (4) 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務等を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。
- (5) 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(競争参加者の指名)

第30条 指名競争に付するときは、第4条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者を、原則として、5人以上指名しなければならない。

第6章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第31条 会計規程第17条第1項ただし書に規定する随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (6) 落札者が契約を締結しないとき
- (7) その他理事長が随意契約とする特別の事由があると認めるとき
- (8) 予定価格が次の金額以下の契約をするとき
 - ① 工事又は製造の請負 250万円
 - ② 財産の買入れ 160万円
 - ③ 物件の借入 80万円
 - ④ 財産の売払い 50万円
 - ⑤ 物件の貸付け 30万円
 - ⑥ 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(予定価格調書の省略)

第32条 第12条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次に掲げる場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき
- (2) 予定価格が50万円未満の随意契約で予定価格調書その他の書面による予定価

格の積算を省略しても支障がないと認められるもの

(見積書の徴収)

第33条 随意契約によろうとする場合は、2人以上の者から見積書を徴収しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは1人から見積書を徴収することにより契約を行うことができる。

- (1) 予定価格が50万円未満のものについて契約をするとき
- (2) 特に販売価格が定まったものについて契約をするとき
- (3) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約をするとき
- (4) 緊急を要するものについて契約をするとき
- (5) 前各号の定めるもののほか、理事長が2人以上の者から見積書を徴収する必要があると認めるとき

2 前項の規定にかかわらず、理事長が契約の性質上見積書を徴収し難いと認めるときは、見積書の徴収を省略することができる。

第7章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第34条 会計規程第20条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の延滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 契約解除に関すること
- (9) その他必要な事項

(契約書の取り交わし時期)

第35条 契約書の取り交わしは、遅滞なく（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間に）するものとする。

(契約書の省略)

第36条 会計規程第20条ただし書きに規定する契約書の作成を省略できる場合は、次に掲げる契約をいう。

- (1) 指名競争入札又は随意契約で契約金額が100万円（外国で契約するときは、

150万円)を超えないとき

(2) せり売りに付するとき

(3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納して、その物品を引き取る
とき

(4) その他理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

2 前項第1号の規定による場合においては、請書又はこれに代わる契約の事実を明らかにする書類を提出させるものとする。

(契約保証金)

第37条 契約を締結する者には、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第8条第3項及び4項の規定は、契約保証金に代えて担保を提供させる場合に準用する。

3 第9条の規定は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合に準用する。

(契約保証金の処理)

第38条 契約保証金は、これを納付した者が契約上の義務を履行しないときは、法人に帰属させるものとし、その旨を契約書等により約定しなければならない。

2 契約保証金は契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

第8章 監督及び検査

(監督員の職務)

第39条 経理責任者は、会計規程第21条第1項の規定による監督が必要な場合は、監督する者(以下「監督者」という。)を指定するものとする。

2 監督員は、工事若しくは製造その他の請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を検査して承認の手続きをとらなければならない。

3 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理又は履行途中における工事若しくは製造その他に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

4 監督員は、監督の実施にあたっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督員の報告)

第40条 監督員は、経理責任者等と緊密に連絡をとるとともに、会計規程第16条第2項に規定する契約事務を委任された者の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査員の職務)

第41条 経理責任者は、会計規程第21条第2項の規定による検査を行う者（以下「検査員」という。）を指定するものとする。

2 検査員は、請負契約においての給付の完了の確認（給付の完了前の代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事又は製造の既済部分の確認を含む。）のために、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。

3 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う物件の既納部分の確認を含む。）のために、契約書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

4 検査員は、前3項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。

（検査の時期）

第42条 検査は、相手方から給付を終了した旨の通知を受領後すみやかに実施しなければならない。

（検査調書の作成）

第43条 検査員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

3 検査員は検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。

（検査調書の省略）

第44条 前条第1項に定める検査調書は、第42条に定める通知に必要事項を記入の上、検査員が押印することによってこれに代えることができる。

2 検査調書は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって当該契約金額が10万円未満の契約に係るものについては省略することができるものとする。ただし、前条第3項に定める場合においては、この限りではない。

（監督及び検査の委託）

第45条 監督及び検査は、特に専門的知識を必要とすることその他の理由により法人の職員によって監督及び検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、法人の職員以外の者に委託して行わせることができる。

2 前項において、監督又は検査を委託した場合には、特別の必要がある場合を除き、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

(兼職の禁止)

第46条 検査員及び前条の規定により検査を委託された者は、特別の必要がある場合を除き、監督員及び前条の規定により監督を委託された者の職務を兼ねることができない。

第9章 代価の収納及び支払

(代価の収納)

第47条 資産を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該資産の引き渡し、移転の登記若しくは登録の前、又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定めて分割して納入させることを約定することができる。

2 契約の性質上前項の規定により難しいときは、その代価を後納させることを約定することができる。

(代価の支払)

第48条 契約に係る代価の支払いは、原則として検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後に契約の相手方から適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。ただし、契約の性質上翌月末までに代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

2 経理責任者は、必要があると認める場合は、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。この場合における当該支払金額は、請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の購入にあってはその既納部分に対する代価を超えてはならない。

第10章 雑則

(委任)

第49条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。